

よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、12番の網田稔委員と13番の三原勉委員を、書記に事務局の堀坂太郎参事をご指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの7件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請30件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。申請地には、水稻を作付される予定とのことでした。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでした。ご審議方、よろしくお願いします。

議長

ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。申請地には、ピーマンを作付されるとのことです。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでした。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、妻へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を作付されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を作付されている農家で、申請地には果樹を作付される計画です。

5番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま3番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、6番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

6番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ミカン、ナシを栽培されている農地所有適格法人で、申請地にはミカン、ナシを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま6番、7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、8番。

南部・飽田地区推進委員

南部・飽田地区推進委員の志柿です。

8番、9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはカボチャを作付される計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ナス、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲、露地野菜を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま8番、9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

10番と11番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人はトマトを栽培されている法人で、申請地にはトマトを作付される計画です。

11番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま10番、11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

12番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は宇土市において農業を営んでいるとのことでしたが、耕作状況について不

明確なところがございました。そのため、地区委員会で検討した結果、継続審議にするものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま12番について地区委員よりご報告がございましたが、この件については継続審議ということでございますので、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、12番は継続審議とすることに決定いたします。
次、13番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

13番から14番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は栗、ニンニクを作付されており、許可後はニンニクを作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
次は、15番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

15番から21番について、地区委員会で協議状況をご報告いた

します。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカなどを栽培される専業農家で、申請地にはカボチャを作付される予定です。

16番から19番は関連で、経緯拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はキャベツ、水稻、ミカンなどを栽培され兼業農家で、許可後、申請地にはキャベツ、水稻を作付される予定です。

20番は、新規就農のための賃借権設定の申請です。借受人には地区委員会へご出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。農業についてはこれまでも経験があり、申請地では許可後、ジャガイモ、大根を作付される計画で、出荷先は弟が経営する販売所を予定されております。地区委員会におきましては、新規就農について何ら問題ないものと判断いたしております。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナス、スイカを栽培される専業農家で、申請地にはスイカを作付される予定です。

以上7件、さきの地区委員会において検討し、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま15番から21番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、22番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

22番から30番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、所有権を移転し、孫へ贈与する申請であります。譲受人はナス、スイカを栽培される専業農家で、許可後はナス、スイカほか、セロリを作付される予定であります。

23番は、新規就農のための賃借権を設定する申請であります。借受人は先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等について聞き

取り調査を行っております。許可後は、キャベツ、サトイモ、スイートコーンを作付される予定であります。調査の結果、新規就農者としての要件を満たしておることとありますけれども、一応不安な面もございますので、あと経過についても観察をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

24番は、所有権を移転し、いところへ贈与する申請であります。譲受人は水稻、大豆を栽培される専業農家で、申請地には許可後、水稻、大豆を作付される予定であります。

25番、26番は関連で、新規就農のための賃借権を設定する申請であります。借受人には先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。許可後の計画としては、ハゼウ、白ネギを作付される予定であります。調査の結果、新規就農者としての要件を満たしており、特に問題はないものと判断をいたしました。

27番は、経営拡張のための使用賃借権を設定する申請であります。借受人はカライモ、大豆を栽培される専業農家で、申請地にも、許可後、カライモ、大豆を作成される予定であります。

28番、29番は関連で、経営拡張のための申請であります。28番が所有権移転、29番が賃借権設定の申請であります。譲受人は水稻、麦を栽培される兼業農家で、申請地にも許可後、水稻、麦を作付される予定であります。

30番は、所有権を移転し、弟へ贈与する申請であります。譲受人は水稻、野菜を栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

以上9件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま22番から30番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準

に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総転用面積499㎡に農業用倉庫を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番から3番は関連で、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当するものと判断されます。また、申請者2人は申請地周辺の集落に居住しており、貸資材置場として農地転用するため、申請に関わる土地周辺の地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設

であると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。なお、申請地は以前より貸資材置場の一部として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。土地利用計画は、転用面積433㎡をビニールハウス資材置場及びコンテナ、パレット置場として整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年5月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請61件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地での転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある第1種農地及び市街化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して接するも

のに該当するものとして不許可の例外と判断しました。土地の選定に当たっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。土地利用計画は、総転用面積2,415㎡に建築条件付売買予定地として10区画と工事中道路等を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査済みとのこと。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番から7番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番と3番は関連で、運送業を営む法人が特別積合せ貨物輸送用に供するトラックの駐車場として転用許可を申請されるものです。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は土地収用法第3条第9号の特別積合せ貨物輸送の用に供するものであり、事業であり、転用目的とするものであり、不許可の例外規定の土地収用法、その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、総転用面積4,455㎡に大型貨物車23台、中型貨物車15台、普通自動車8台を駐車される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和4年12月31日までの予定で、許可後、速やか

に着手されることを確認しております。開発許可が必要ありませんが、特別積合せ運送事業事業計画変更認可につきましても、九州運輸局へ同時に申請中であるとのことを確認しております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

4番は、個人住宅を建設するための所有権移転による転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地を検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されたとのことです。土地利用計画は、転用面積283㎡に個人住宅1棟を建設する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査済みとのことです。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

5番は、建築工事事業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,785㎡に建築条件付売買予定地として8区画と新設道路等を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査済みとのことです。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

6番と7番は関連で、不動産を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地で、及び市街化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地を検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。土地利用計画は、総転用面積3,511㎡に建築条件付売買予定地として13区画と新設道路、公園等を整備

される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査済みとのこと。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま2番から7番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
なお、2番から3番までと6番から7番までについて、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
次は、8番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

8番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積22㎡に転用地の隣にある転用者の実家が使用する駐車場3台分に転用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年9月14日まで予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

9番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地選定に当たって

は、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、総転用面積1,090㎡に建築条件付売買予定地4区画を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課へ開発行為事前審査の協議中とのことです。工事期間は令和5年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺の代替地の検討はされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、総転用面積1,741㎡に木造住宅8棟を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課へ開発行為事前審査の協議中とのことです。工事期間は令和6年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、農業を営む個人が所有権移転による農業用倉庫及び農業用資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の申請地を農業用施設の用に供するために行われるものに該当すると判断いたしました。先日の地区委員会で現地調査を行いました。申請地では既に農業用倉庫、農業用資材置場として使用されており、今回の申請に当たっては顛末書が提出されております。土地利用状況といたしましては、転用面積1,213㎡内に農業用倉庫及び農業用資材置場として利用されているもので、転用面積としては適正な面積と判断いたしました。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

12番は、所有権移転による農産物加工施設への転用許可申請です。農地区分は、農用地区域で及び甲種農地と判断されます。農用地区域及び甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の農振法第8条第4号に規定する農用地利用計画において、指定された要素である農畜産物処理加工施設などと地域の農業の振興に資する施

設に該当すると判断いたしました。土地選定にあつては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、総事業面積2,477㎡に事務所兼農産物加工場1棟を検討される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課で事前審査協議済みとのことです。工事期間は令和5年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

13番から16番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積1,799㎡に木造住宅7棟を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課へ開発行為事前審査協議中とのことで、工事期間は令和4年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

17番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定、集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積739㎡に木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査協議済みとのことです。工事期間は令和5年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

18番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1

種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もなされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積441㎡に木造2階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査協議済みとのことです。工事期間は令和5年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

19番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積258.43㎡に木造2階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査協議済みとのことです。工事期間は令和5年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上12件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 大変ご苦労さまでございました。ただいま8番から19番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、20番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、隣接地に自宅を所有する個人がヨガ教室を営むため、その生徒用として所有権移転による駐車場への転用許可申請です。申請地は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に普通自動車7台分の駐車場並びに巡回スペースとして利用する計画で、転用面積としては適当なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年10月8日までに予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、21番。

南部・飽田地区推進委員

南部・飽田地区推進委員の志柿です。

21番から48番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積1,413㎡に建築条件付売買予定地6区画、道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題あ

りません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和6年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

22番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積247.13㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和5年5月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

23番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積259㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和5年5月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

24番から48番は関連で、賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う更新のための許可申請です。今回が3回目の更新で、許可後の一時転用期間は3年間です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当するものと判断されます。土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。設備については、申請地面積1万3,802㎡に高さ1.8mから2mの支柱を立て、太陽光パネル5,232枚を設置されております。一時転用面積はパネル支柱1,616本、フェンス支柱3

53本等の計45.86㎡で、発電容量990kw、遮光率91%程度で、パネルの直下面積は8,643㎡です。下部の農地につきましては、引き続きミョウガが栽培されており、添付書類として営農計画書、営農への影響見込み及び地域の平均的な単収等の根拠となる関連データ、知見を有する者の意見書が添付されております。これら添付書類から、下部農地での単収が地域の同じ農作物の平均的な単収と比較して8割以上の収穫が確認できたことから、下部の農地における営農は引き続き適切に行われているものと判断いたしました。

以上28件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま21番から48番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、24番から48番については、営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　次は、49番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

49番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

49番は、所有権移転による選果場への転用許可申請です。この案件につきまして、農業用選果施設としての土地利用計画及び事業計画について不明確なところがありました。そのため、地区委員会で検討した結果、一般基準について改めて確認する必要があり、継続審議にするものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま49番について、地元委員よりご報告がございましたが、継続審議とのこと。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、49番は継続審議とすることに決定いたします。

次は、50番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

50番から52番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

50番は、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住しております。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、田、地目を含む総事業面積749.81㎡に本人が左官業で使用する型枠類、砕石などの資材置場、積載スペースを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和4年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

51番は、不動産業を営む法人が所有権を移転し、建て売り住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に建売住宅3棟を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除につきましては問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は令和5年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

52番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の区域内にある第1種農地と判断されま

す。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟96.38㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は令和5年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま50番から52番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することといたします。続きまして、53番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

53番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

53番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業用公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、交通の利便性や住環境が良好であること、また、奥様名義の農地であり、転用可能なことから選定されたものです。土地利用計画は、申請地257㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題なく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで許可の見込みはあるものと判断します。工期は許可日から令和5年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま53番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、54番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

54番から61番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

54番は、宅地拡張のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は宅地の拡張で、その面積が既存の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。なお、申請地は既に宅地の一部として利用されており、これまでの経緯を伺ったところ、現在の住宅は平成11年に譲渡人の父親が建設されたということです。今回、譲受人が土地、建物を購入するに当たって改めて境界を確認したところ、住宅敷地に隣接地の一部が含まれていることが分かり申請されたものです。現地の状況といたしましては、宅地のほうが隣接地より3m余り高くなっており、その法面を保護するためにコンクリートブロックが積まれておりますが、主にこの部分が今回の申請箇所になります。無断転用に対しましては、今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が添付されております。

55番から58番は、関連です。初めに、55番と56番は、所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地として周辺で農地以外の土地なども検討されましたが、適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地2筆、合わせて499㎡に個

人住宅1棟の建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和5年5月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

次に、57番と58番は、所有権を移転し資材置場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。申請地は55番、56番の隣接地で、大工を家業とする譲受人が木材などの資材置場として最も効率的に利用できる土地として選定されたものです。土地利用計画は、申請地2筆、合わせて422㎡を木材などの建築用資材置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われま。工事は住宅の工事期間に合わせ、令和5年5月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

59番から61番は、関連です。太陽光を利用した発電業務等を営む法人が、所有権を移転し太陽光発電設備に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地3筆、合わせて4,144㎡に、太陽光パネル700枚、発電容量249kwを設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、添付書類として経済産業省からの事業認定通知及び電力会社との接続契約など必要書類もそろっており、問題ありません。また、事業の内容、周囲の状況から周辺農地への影響はないものと思われま。工事は令和5年10月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上8件、さきの地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま54番から61番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、59番から61番までについては、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、第4号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。
それでは、調査委員会よりご報告をお願いいたします。

調査委員会委員

調査委員会委員、西富です。

1番は、農地法第18条第1項の許可申請に伴う継続審議案件です。本案件につきましては、8月24日に申請人が賃借人として特定指定法人に対し聞き取り調査を行ったところ、申請書に記載されている賃借人でないことが分かりましたので、申請人に対して申請書内容の補正を求めることとし、引き続き継続審議といたします。以上、ご審議方、よろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま調査委員より継続審議とのことで報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。

- 議 長 異議なしということで、継続審議とすることに決定いたしました。
続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案及び第6号議案は関連ですので、併せてご説明をいたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（6号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から28ページの14番までの合計が14件で、公社からの売渡しが11件、公社による買取りが3件となっております。面積は14件合わせまして、田2万872㎡、畑1万732㎡の合計が3万1,604㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細28ページの15番から29ページの18番までの合計4件で、契約期間別では6年未満が3件、10年以上が1件で、面積は4件合わせまして田の1万4,950㎡、畑の84㎡の合計が1万5千34㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権。利用内容は水稲となっております。

次に、再設定分です。明細30ページの19番から39ページの29番までの合計が11件で、契約期間別では全てが10年以上で11件、面積は11件合わせまして田の6万7,719㎡、畑の8,268㎡の合計が7万5,987㎡です。権利の種類が賃借権及び使用貸借権。利用内容は水稲、飼料作物、施設野菜です。

続きまして、第6号議案です。40ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理機構との貸借の新規設定分となっております。明細41ページの1番から49ページまでの17番までで、契約期間別では6年未満が7件、10年以上が10件で、面積は17件合わせまして田の4万9,790㎡、畑の1万1,153㎡の合計が6万943㎡です。権利の種類が賃借権及び使用貸借権。利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定されております。

なお、1番と2番の一括方式についてですが、出し手から中間管理機構の借入れ、中間管理機構から受け手への転貸し、それがこの利用集積のみで行われるものになります。その一括方式ですが、6年未満が2件で、面積は2件合わせまして田の1万4,080㎡、畑の2,060㎡の合計が1万6,145㎡です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地2筆を願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付について何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。次は、2番。

南部・飽田地区推進委員

南部・飽田地区推進委員の志柿です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻を作付されている兼業農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から7番までの合計114件となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。
- 議長 次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。
それでは、以上で全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。
- 事務局 ありがとうございます。
それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時12分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 4年 9月 8日

議 長 福原 幸一

署名委員 網田 稔

署名委員 三原 勉

書 記 堀坂 太朗